

○小規模多機能型居宅介護の介護報酬について

【別紙3】

- ・ 1単位＝10円（1単位の単価は、地域区分によって異なるが、古賀市は10円となっている。）
- ・ 介護報酬（単位数×10円）の1割分が利用者の負担金額となる。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護費

【1月につき】

	基本部分 (イ)	登録者が登録定員を超える場合又は従業員が基準に満たない場合	事業所と同一建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	過小サービスに対する減算
要支援1	4,469単位	*70/100	*90/100	*70/100
要支援2	7,995単位			
要介護1	11,430単位			
要介護2	16,325単位			
要介護3	23,286単位			
要介護4	25,597単位			
要介護5	28,120単位			
(ロ) 初期加算 1日につき30単位を加算（登録日から30日以内の期間の加算）				
【要介護のみ】 (ハ) 認知症加算	認知症加算(Ⅰ) 1月につき 800単位を加算			
	認知症加算(Ⅱ) 1月につき 500単位を加算			
【要介護のみ】 (ニ) 看護職員配置加算	看護職員配置加算(Ⅰ) 1月につき 900単位を加算			
	看護職員配置加算(Ⅱ) 1月につき 700単位を加算			
(ホ) 事業開始時支援加算 1月につき500単位を加算（事業開始後1年未満で、登録定員数に対する利用者数の割合が70%未満の場合）				
(ヘ) サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1月につき 500単位を加算			
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1月につき 350単位を加算			
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1月につき 350単位を加算			
介護職員処遇改善加算 ※支給限度額管理の対象外	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 所定単位数×42/1000単位を加算			※所定単位 (イ)～(ヘ)の単位数の合計
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)×90/100単位を加算			
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)×80/100単位を加算			